

## 令和7年度第1回化学物質審議会

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会第3回化学物質政策小委員会

### 合同会議 議事録

日時：令和8年3月4日(水)9時58分～12時05分

場所：経済産業省本館17階 第1共用会議室

#### 議題

- (1) 化学物質管理政策の動向等について
- (2) 化学物質審議会の審議状況等に関する報告

#### 議事内容

○大本課長　それでは、定刻より少し早いのですが、皆様おそろいとなりましたので、ただいまから令和7年度化学物質審議会及び産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会第3回化学物質政策小委員会の合同会議を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御出席を賜りまして、ありがとうございます。

議事に先立ちまして、まず資料の確認をさせていただきます。委員の皆様には、お手元のタブレットに資料1から10まで、また参考資料1点をPDFで格納してございます。資料や操作等で御不明な点がございましたら、事務局にお申し付けください。

委員の紹介につきましては、資料2、委員名簿をもって代えさせていただきます。

本日は対面とオンラインのハイブリッド開催となります。大口委員、柿本委員、齋藤委員、林委員はオンラインで御参加いただいています。また、一般社団法人日本化学工業協会から、岩田委員の代理として進藤専務理事に、化成品工業協会から、高橋委員の代理として稲若技術委員長に御出席いただいております。

また、皆様の机にマイクが設置されておりますので、御発言の際はマイクのボタンを押していただき、終わりましたらボタンをもう一度押してスイッチをお切りください。

なお、本日の会議の様子はYouTubeにて同時配信を行っております。

開催に当たりまして、経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官の湯本から御挨拶申し上げます。

○湯本審議官 改めまして、大臣官房技術総括・保安審議官の湯本でございます。

委員の皆様におかれましては、年度末のお忙しい中、本合同会議に御参加いただきまして、また、日頃より化学物質管理行政に御理解・御協力を賜っておりますことを心から感謝申し上げます。

本合同会議は約1年ぶりの開催となります。その間の取組について一言触れたいと思いますが、化学物質審査規制法に関しましては、平成29年改正法の施行状況の評価に加えまして、リスク評価の高度化・合理化、資源循環と化学物質管理の両立といった新しい課題への対応など、今後の化学物質対策の在り方につきまして、昨年7月に報告書を取りまとめたところでございます。また、国際条約で廃絶・制限対象となった化学物質について、国内審議を経て第一種特定化学物質への指定も行ってまいりました。

水銀汚染防止法に関しましては、国際条約の決定を受けて、蛍光灯が本年1月から令和9年末にかけて段階的に廃止されることとなっておりますが、その円滑な廃止に向けまして、LED照明への交換に際して不適切な取付けにより事故リスクが生じないような注意喚起も含めまして、各媒体を通じた積極的な周知活動を展開してきております。

このように化学物質の管理をリスクの観点から着実に進めることは、我が国の産業の健全な発展、国民の安全安心な暮らしの実現の両立に向けて大変重要な取組だと認識しております。

他方、中長期的には動物実験代替に伴う技術革新の進展、資源循環の本格化、さらには2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組等を背景といたしまして、化学物質管理を取り巻く環境も今後大きく変わっていくことが予想されます。こうした変化を的確に捉えながら、リスク管理を基軸とした化学物質管理の高度化を図りつつ、イノベーションの促進にも資する制度の在り方に関して検討を進めてまいりました。

本日は、足元の取組状況から中長期的な検討まで広範な内容になりますが、委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜ればと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○大本課長 これからの議事進行につきましては、蒲生化学物質審議会会長兼化学物質政策小委員会委員長をお願いしたいと思います。蒲生会長兼委員長、よろしくお願いいたします。

○蒲生会長・委員長 皆さん、おはようございます。この合同会議は、経済産業省の化学物質管理政策の1年間の棚卸しというような位置づけだと認識してございまして、大変

重要な機会だと考えております。委員の皆さんからは高所大所、あるいは個別具体的なポイントについて、忌憚のない御意見をいただければと考えてございます。

では、早速ですけれども、議事に入りたいと思います。

まず議題（１）、化学物質管理政策の動向等につきまして、事務局である経済産業省化学物質管理課等より、資料３から資料９までを一通り御説明いただき、その後、質疑応答、意見交換と、そのように進めたいと考えてございます。なお、途中で資料８につきましては、「CMPの開発状況並びにRMP構想について」ということで、CMPコンソーシアムの代表幹事であられます古田様より御説明いただくと、そういう流れになってございます。

では、資料３から順に御説明を、簡潔にお願いいたします。

○大本課長　それでは、資料３に基づき、大きく国際関係、水銀関係、チャットボット関係を御紹介させていただきます。

１ページ目を御覧ください。化学物質管理課では、化審法、化管法、オゾン層保護法、フロン排出抑制法、化学兵器禁止法、水銀汚染防止法、この６つの法律を所管し、これら６つの法律について、関係する国際条約における議論を踏まえながら、必要な化学物質管理を進めております。

続いて２ページ目を御覧いただければと思います。残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）についての動向です。POPs条約で廃絶・制限対象となりました化学物質は、国内における検討を経て化審法の第一種特定化学物質に指定しております。直近では、上から２ポツ目のところでございますが、昨年の４月から５月に開催された第１２回締約国会議において、クロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン（MCCP）、長鎖ペルフルオロカルボン酸（LC-PFCA）とその塩及び関連物質が同条約の廃絶対象に追加されました。また、右側のオレンジ色のところでございますけれども、POPs検討委員会で臭素化ダイオキシンにつきましてリスクプロファイル案の審議がなされ、次の、今年９月の同委員会でも審議する予定になってございます。

続いて３ページ目を御覧ください。ロッテルダム条約になります。ロッテルダム条約は、有害な化学物質や農薬が途上国にむやみに輸出されることを防ぐために、相手国への事前通報や同意手続を求めています。上から３ポツ目でありまして、昨年の４月から５月に開催されました締約国会議におきまして、カルボスルファン（駆除剤）、またフェンチオン（駆除剤）が附属書Ⅲ（輸出手続が必要となる化学物質）へ追加されてございます。

続いて4ページ目、OECD化学品・バイオ技術委員会についてです。OECDにつきましても、化学物質に関する議論を行う場として、化学品・バイオ技術委員会（CBC）がごございます。直近では右下のところでございますけれども、今年2月にCBCの会議が開催されまして、主な議題ということで、例えばOECD試験ガイドライン策定のためのベストプラクティスですとか、ナノプラスチック、また企業間の化学物質データ共有などが議論されてございます。

続いて5ページ目です。GFCになります。2023年9月に採択された、ライフサイクルを通じた化学物質管理に関する自主的な国際枠組み（GFC）でございますけれども、実施のための手法として、各国に国内実施計画の策定を求めていることから、昨年4月に国内実施計画を策定、公表をしております。国内実施計画につきましては国際的な発信も行っております、上から2ポツ目のところでございますけれども、昨年の6月に臨時公開作業部会にて報告を行ったほか、今年11月にスイス・ジュネーブで開催の第1回GFC国際会議でも報告を行う予定にしております。

続いて7ページ目を御覧ください。プラスチック汚染に関する条約交渉についてです。プラスチック汚染を終わらせることを目的として、法的拘束力のある国際文書策定のための政府間交渉委員会（INC）が設置されました。2024年末までに作業を終えるべく、2022年から交渉を行っておりますが、条約のスコップや規律の形態等に係る各国の意見の隔たりが大きく、現時点で合意には至っておりません。前議長の辞任を受け、先月開催されたINC5.3では、新議長として、上から3ポツ目ところですが、チリのフリオ・コルダノ氏が選出されました。経済産業省は、引き続き日本政府代表団として外務省及び環境省と連携して、本交渉の妥結に貢献してまいります。

続いて8ページ目の水銀に関する水俣条約及び水銀汚染防止法についてです。水俣条約は、水銀の排出から人健康及び環境を保護することを目的とし、水銀のライフサイクルにわたる適正な管理と排出の削減を定めています。水俣条約を国内実施するための主たる法律が水銀汚染防止法であり、特定水銀使用製品の製造禁止などの規制が設けられています。

9ページ目を御覧ください。国内における水銀添加製品の製造及び輸出入についてです。水俣条約の国際会議において、蛍光ランプの種類に応じて、その製造と輸出入が2027年末までに禁止されることが決定されました。水銀汚染防止法施行令を2024年12月に改正し、同製品の製造等を段階的に規制する予定にしております。規制のタイミングは表に示しておりますが、一番右の電球形蛍光ランプは既に今年の1月1日から規制を開始し、

その他の蛍光ランプについても、右側から2番目のコンパクト形蛍光ランプは来年の1月1日から、左側2つの直管形及び環形蛍光ランプは2028年1月1日から規制する予定にさせていただきます。なお、規制開始後も、製品の継続使用、在庫の売買・使用は可能となっております。

10 ページ目が、蛍光ランプの禁止措置に向け、環境省、また業界団体とも連携しながら、計画的なLED照明の切替え、また照明の交換時の事故防止のための注意点について周知活動を実施してございます。今後も引き続き、各種媒体を活用した周知活動を実施する予定にさせていただきます。

11 ページ目を御覧ください。水銀等による環境汚染防止に関する計画につきましては、水銀に関する水俣条約第20条の規定に基づき、日本における水銀対策の全体像や将来像を包括的に示すものとして、平成29年に策定・公表しました。今回、令和3年度に実施した第1回点検に続き、第2回目となる点検作業を実施し、昨年12月でございますけれども、環境省の報道発表で公表してございます。

12 ページ目を御覧ください。チャットボットについてです。化学物質管理が所管する法律のうち、特に化審法、化管法、フロン法につきましては、年間約1万件の問合せがある状況です。これら問合せ状況の効率化を図る観点から、昨年10月15日より24時間365日、チャットで問合せが可能なチャットボットを導入してございます。

13 ページ目でございますけれども、チャットボットを導入した令和7年11月以降、今年の2月末時点で累計1,700件を超える利用があり、問合せに係る行政・事業者双方のやり取りの効率化に一定程度寄与していることを確認してございます。今後も化学物質管理行政のデジタル化の進展も見据えながら、引き続き周知活動による認知度向上を図るとともに、利用者の声を踏まえたブラッシュアップや対象法令の拡充等により有用性の向上を図ってまいります。

以上でございます。

○内野室長　　続きまして、資料4「化学物質審査規制法（化審法）の施行状況と動向」に基づいて説明をさせていただきます。

1 ページ目のところに、本日の御説明内容をまとめてございます。大きく3つございまして、1つ目は、化審法の平成29年改正を踏まえた施行状況ですとか、あるいは制度の見直しの要否も含めた審議をいただいた産業構造審議会制度構築ワーキンググループでの御審議の結果、そしてその後の対応について報告をさせていただきます。2つ目は、新規

化学物質の審査において評価手法の合理化を行っておりますので、それについて。3点目は、第一種特定化学物質の指定の動向についてでございます。順に説明させていただきます。

まず3ページの産業構造審議会制度構築ワーキンググループでの議論と対応については、大きく4つのトピックスについて説明をさせていただきます。

4ページ目は、このワーキンググループでの議論の経緯などをまとめさせていただいております。令和6年の10月から、共管省庁の環境省と厚生労働省と合同審議会を計4回開催させていただきまして、審議会の報告書は昨年7月22日に公開させていただいたところでございます。

5ページ目にその報告書の目次をお示ししてございまして、青枠で、本日御説明させていただきたい具体的な内容をお示ししているところでございます。第二章の2に、平成29年改正化審法の施行状況等及びレビュー結果についてという項目がございますけれども、こちらは制度の合理化ですとか、より適切な運用を図る観点での取組を進めております。飛んで第三章の2点目、その他の化学物質管理に関する事項の2-2、持続可能な化学物質管理につきましても、先ほどのGFCの考え方なども踏まえまして、より安全な代替を開発促進するという観点での新規化学物質の審査における取組をしておりますので、そちらについて。戻って第三章の1点目のリスク評価につきましても、課題の棚卸しについての取組状況。1-3につきましても、資源循環と化学物質管理の議論の整理とその後の取組について説明をさせていただきます。

6ページ目でございます。1つ目の手続の合理化に関するところでございますが、現在、デジタル庁が政府全体の行政手続を一気通貫でやれるようなものとして、GビズIDを推進しているところでございます。これまで化審法は、届出をされる事業者は届出者コードですとか、あるいは申入者コードというものを個別に取得いただいて、手続をしていただいておりますが、今般、このGビズIDに統一化するべく、今、システム改修を進めているところでございます。

下の線表のところに今後のスケジュール感などを示してございますが、まず令和8年、来月の4月1日からは、一般化学物質等の製造・輸入数量の届出につきましても、GビズIDの利用を開始させていただきます。続いて8月以降には、新規化学物質の審査特例制度に関する申出手続についても、このGビズIDを通じた手続をしていただく方向でございます。こちらについて、GビズIDを新たに取得いただく必要がございますので、今年度

後半を中心に、事業者の皆様セミナー等を通じて周知をさせていただいております。

続いて7ページ目でございます。新規化学物質の審査における取組として左側の青い枠に書いてございますが、先ほどから申し上げている審査特例制度、こちらは通常の届出よりもデータが少なくても、少量であれば製造・輸入できるという制度がございますけれども、そちらについての合理化の取組でございます。1点目は、手続のオンライン化を徹底するということでの省令改正を進めておりまして、令和11年から本格化する予定でございます。また、これまでの審査特例制度の実施実態を踏まえまして、頻度の合理化ですとか、あるいは、この制度において非常に重要なのは、川下ユーザーから用途証明書というものを頂いて、我々としても、その新規化学物質がどれだけ使われていて、全国的にどのような排出量になるのかということ推計することが、この制度の肝になるわけですが、その用途証明書を出していただけない場合があるというようなことも分かりましたので、用途証明書を少しでも出していただけるように、手続の合理化を進めているところでございます。また特例制度ということもございますので、我々として確認をして終わりということではなくて、事後の監視ということも、より積極的に取り組むということで現在準備を進めているところでございます。

右側に「名称公示期間の延長」というのがございます。こちらは先ほどのGFCの安全な代替の開発という考え方を少しでも具体化できるための取組としまして、我々、新規化学物質の審査で、特に安全との判定、こちらは即ち人健康への疑いですとか、生態への影響がないというような判定を受けたものにつきましては、化学物質の名前を公示する期間を5年から10年に延長するという事で、現在、法的手続を進めているところでございます。化学物質の名称を公表されるということは、他の事業者が作れるようになるということの意味するものでございまして、少しでも事業者の開発インセンティブを促進するという観点で、一部の化学物質については公示期間を延ばすということで差別化を図りたいというところでございます。

8ページ目でございます。リスク評価については1ポツ目に書いておりますが、新たな評価手法、いわゆるNew Approach Methods (NAMs) と呼ばれるものの活用ですとか、あるいは平成21年改正から取り組んでおります既存化学物質のリスク評価についても、より効率化・実効性の向上ということをキーワードにしつつ、では具体的にどういったところが課題なのかとか、そういった整理をするようにといったところが報告書でも示されたところでございます。これを踏まえまして、厚生労働省、環境省とともに、これまで化

審査について様々御知見をいただいております有識者の方々に集まっております、化審査において、例えばNAMsとはどういうものなのか、あるいはそのリスク評価はどういったところに課題感があるのかといったことを棚卸しするような議論を始めております。

左側に委員構成がございますけれども、経産省からは8名の委員、厚生労働省と環境省の委員の方々にも一堂に会していただいて議論をいただいております、今年度の議論を今後の検討の土台としていきたいと考えております。

9ページ目でございます。資源循環と化学物質管理につきましては、昨年の審議会でも産構審の議論の途中の段階での報告をさせていただいたところでございます。まさにリサイクルを促進するという政府全体の方向性の中で、特にプラスチック再生材については様々な添加剤、化学物質が含まれているといったところのリスク評価をどう考えるか。あるいは、化審査との接点はどう考えるかといったところを整理させていただいております。9ページ目は、まさに他法令と化審査との関係を事業者の皆様整理いただくための簡単なフローという形でお示しをしたというところでございます。

続いて10ページ目でございます。プラスチック再生材というものを、例えば国内で回収して再利用する場合ですとか、あるいは海外から輸入する場合という形もあろうかというように聞いてございます。そういった中で、化審査はどういった形に関わるのかといったところを、なるべく簡単な形でお示しをしたつもりでございます。特に事業者の皆様は、当時は第一種特定化学物質などの規制対象でなくて添加されたものが、リサイクル段階においては規制対象物質になっているといったときにはもう使えないのかといったところが非常な関心事でございます、例えば輸入のときには第一種特定化学物質が含まれていたとしても、それを意図してといいますか、機能の発揮を求めているというものでなければ輸入はできるけれども、その量をなるべく減らすような努力をするという形で整理をさせていただいたところでございます。こちらについては経済産業省のホームページでも示してございまして、事業者の方々の判断基準にさせていただくべく進めているところでございます。

続いて11ページ目でございます。先ほど申し上げた、不純物として含まれる第一種特定化学物質につきましては、事業者におかれても、たまたま含有していたという場合であっても、それをなるべく減らす努力をしていくと。Best Available Technology (BAT)、工業技術的・経済的に可能な限り低減するという考え方で我々も運用しているところ

ろでございますが、こういった中で、不純物について一定程度の基準値を設定して、その基準値を下回る努力を促すというようなものを示してはどうかといったところが産構審制度構築ワーキンググループでも示されたところでございます。

これを踏まえて 12 ページ目でございますけれども、運用通知というものがございまして、その改正に着手をしたところでございます。まず1つ目は、第一種特定化学物質が不純物として含まれる場合が、運用通知で明確にされていなかったところを明確にして、既に昨年の 10 月 6 日にこの改正をいたしております。それ以外にも、運用通知はこれまでの化審法の長い歴史の中で幾つか付け足されてきたところもありますので、この機会に全面的に見直し、考え方を整理しまして、今後、順次、段階的に施行していく予定でございます。今年の 4 月 1 日、来年の 4 月 1 日に順次施行していく予定であります

13 ページ目でございます。先ほどの、基準値を設定してはどうかという考え方に基づきまして、昨年の 10 月に PCB と HCB、短鎖塩素化パラフィン（SCCP）につきましては、これまでも不純物として含まれる場合がございまして、事業者の方々も管理上限値などを設定し、国のほうでもそれを受け取るというようなことを蓄積してきた経緯がございまして、そういった内容ですとか、あるいは海外の動向なども踏まえまして、基準値を設定させていただいております。

また、ほかにも、右側の BAT 報告手続の合理化というところがございますが、こういった不純物として含まれる場合に 3 省に報告をいただくということになってはおりますけれども、特にプラスチック再生材は、その組成が様でないといったような実態などもございますので、報告手続を相対的に合理化するなどの取組を進めております。こういった観点で、我々、化学物質管理のアプローチからでもプラスチック再生材をより利活用しやすい環境を構築するために取り組んでまいります。

続いて、新規化学物質の評価手法の合理化について、でございます。

15 ページ目でございます。経済産業省としましては、審査を通じた安全性の担保というのは大前提としつつ、審査のための試験を行う事業者の方々の負担軽減のための取組も従来から進めてきたところでございます。今回は高分子化合物という、左側の「高分子フロースキームとは」というところの 2 点目でございますが、一定の要件を満たす高分子というのは、分子サイズが大きくて、一般的には生体内に取り込まれにくいので、生物に対する蓄積性や毒性に対する懸念が低いという考え方の下で、相対的には簡易な試験、高分子フロースキーム試験と呼ばれるもので審査を行ってきたところでございます。これにつ

いて、これまでの審査の知見を踏まえて、経済産業省とN I T Eにおいて、こういった評価手法をより簡素化できる要件はないか分析をした上で要件を見出しまして、審査をする前提で、事業者における試験をより省略し得る要件というものを見出して、審議会で御了承いただいたところでございます。

16 ページにそのフロー図の具体的な内容をお示ししておりますが、こちらについては今年の5月から利用がいただけるような形で、今、準備を進めているところでございます。

最後に、第一種特定化学物質の動向についてでございます。

18 ページでございますが、ストックホルム条約の第10回締約国会議、昨年6月に開催されたものの中で、クロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン、長鎖P F C A等については廃絶対象になったということがございます。また、それより前に行われた締約国会議では、いわゆるP F A Sの一種であるP F H x S関連物質については、関連物質というところで対象範囲が非常に大きいこともございまして、こちらを第一種特定化学物質に指定するための手続を今年度進めさせていただいたところでございます。

下のところに幾つか第一種特定化学物質の指定の具体的な対象物質ですとか、あるいはそれが含まれた場合については製品の輸入も禁止するという措置になってございますので、それは具体的にどのような製品なのかといったところをお示ししてございます。

最後のページにおいては、政令改正という形で第一種特定化学物質の指定を進めてまいりますので、そのスケジュール感などをお示ししております。

資料4についての御説明は以上でございます。

続いて、資料5「化学物質排出把握管理促進法（化管法）の施行状況と動向」に基づき、説明をさせていただきます。

1 ページ目の目次でございますけれども、我々化学物質リスク評価室では、化管法の執行もしつつ、化学物質管理のための技術開発や人材育成といった取組もしてございます。ですので、大きく2つのカテゴリーについて、今年度の取組状況を報告させていただきます。

まず化管法の円滑な施行に向けた取組についてでございます。

3 ページ目でございます。こちらは先週の2月27日にプレスリリースで公表したばかりの情報でございますけれども、2024年度のP R T R届出排出量・移動量の公表結果でございます。それぞれの個別の事業所において、化管法の対象物をどれだけ環境中に排出したのか、あるいは廃棄物として移動させたのかというところを、それぞれの事業者がし

つかりと把握をした上で、都道府県を通じて国に届け出ると、こういった制度でございます。こちら、その対象物質を全てまとめたマクロな棒グラフになってございますけれども、それに基づきますと、排出量と移動量の総計は40万8,000トンでございました。全体としては昨年度から1%の増でございます。このうち、環境への排出量につきましては13万7,000トンというところで、昨年度から0.8%減少しております。また廃棄物などへの移動量につきましては27万1,000トンで、昨年度から2%増加しているところでございます。

4ページ目でございます。こういったP R T Rの届出は、当然、電子的に届け出ただくシステムは備えているわけですが、我々としても、事業者の方々の利便性の確保の観点も踏まえ、電子届出を積極的に推進してきたところでございますが、今回は初めて電子届出率が9割を超える結果となりました。今後もこういった電子届出を進めていくことが事業者の方々、あるいは行政の双方の効率化につながるという考え方の下で、5ページ目でございますが、今後は届出システムの改修に取り組みたいと考えております。

こういった電子届出を開始する際には、現在の状況としましては、事業者の方々が電子届出を利用したいという届けを都道府県に出して、それを都道府県の方も含め、入力されたり、あるいはシステムを運用しているN I T Eでも手続をするということが実態となっております。

左側、改修前というところにイメージ図を記載しておりますが、幾つもの手続を経て、ようやくP R T Rの電子システムが利用できるという形になっております。このあたりは、事業者の方もそうですし、自治体の方々にとっても負担が大きいという問題意識がございました。そこで、令和8年度に予算要求をさせていただきまして、使用届出書の提出を非常に簡素にできるようなシステム改修に取り組みたいと考えております。システム改修後のイメージは右側の「改修後（イメージ）」というところがございますが、非常に少ないステップで、都道府県の方々にも、あまり手を煩わすことなく、取り組んでいただけるような形を目指して改修していきたいと考えております。

続いて、こういった法律に基づいて得られた情報をより分かりやすく公開する取組について、2点説明させていただきます。

6ページ目でございます。化管法のP R T R制度については、個別事業所がどんな化学物質を扱って、どれだけ排出しているかということを見られる「けんさくん」というシステムを、もともと我々として提供させていただいておりました。こちらについては後継ツ

ールを昨年の 11 月にリリースさせていただいております、この特徴としましては、いわゆるソフトウェアのダウンロードですとかデータのダウンロードがなく、直感的に操作できるというところが、これまでの「けんさくん」のシステムと比べてメリットかと考えております。

左側にイメージをお示ししておりますが、非常に簡単に使えるツールということをご心掛けてございまして、工場立地周辺の住民の方も使っていただけるような、いわゆるリスクコミュニケーションがより向上するような方向を目指して取り組んでおります。

7 ページ目でございます。化管法では、川上から川下に化学物質が流通する際に SDS をつけるという制度もございますけれども、その SDS の根拠となる GHS という化学物質の有害性分類についてもしっかりと取り組みつつ、それをどうやって分類するかといったことを事業者の方々ができるだけ分かりやすく御理解いただけるようなパンフレットも作成させていただいております。

また 8 ページ目でございますけれども、参考の御紹介になりますが、GHS というのは国際的な指標でございまして、そういったものを J I S に落とし込んで、日本の国内の事業者にご利用いただいているということでございまして、国連の GHS 文書の第 9 版という、アップデートされたものについて J I S を、日化協さんを中心に弊省も参画させていただきながら改正をしたというところでございます。

続いて 9 ページ目でございます。普及啓発の取組として、一つセミナーを開催させていただいたところです。こちらについては、化管法のみならず、化学物管理政策全体の最近の動向、あるいは P R T R 制度を、手続面も含めてしっかりと理解いただきながら、化審法のリスク評価にどう使われているかという、P R T R 制度と他法令との接点を御理解いただく観点、また SDS 制度を具体的にどうやって実行していくかということをご理解いただく、この大きく 3 つのテーマに絞ってセミナーを開催させていただきました。いずれも、募集を始めればすぐに定員になるというほど御好評をいただいております、最後の回は化学物質管理強調月間という、厚生労働省さんが主催の取組の一環としても開催をさせていただきます。

最後に技術開発、人材育成に関する取組でございます。

11 ページ目でございます。先ほどから資源循環と化学物質管理というテーマで幾つか取組を紹介させていただいておりますけれども、こちらにつきましては国立研究開発法人産業技術総合研究所において、プラスチックリサイクルの中でもマテリアルリサイクルを

進める際において、それに含まれる化学物質のリスクを評価できるようなツール開発に取り組んでいただいております。2025年度、今年度から開始したものでございますが、今年度は3ポツ目に記載しております、流通ルート等を踏まえた添加剤情報の蓄積や類型化、あるいは情報整理方法の開発などの研究開発要素を特定いただいたところでございます。

続いて12ページ目でございます。AI技術を用いた毒性予測システムの実用化について、過去の技術開発プロジェクトで、化学物質の構造情報等から、生体内での毒性発現メカニズムを推計して毒性を予測するAI-SHIPSを開発させていただいたところです。こちらについての実用化というところで、2ポツ目でございますが、国衛研のJaCVAM（日本動物実験代替法評価センター）というところで、行政利用に向けた課題等の調査・検討を評価いただいているところでございます。その上で、我々としても来年度に一般公開を目指しておりまして、ユーザー向け、使っていただく方向への、より分かりやすいガイドなどを今現在作成中でございます。来年度からは、まずは奈良先端科学技術大学院大学のWebページにて一般公開するべく準備をしているところでございます。

最後に、人材育成について2点御紹介させていただきます。

13ページ目でございます。化学物質管理のさらなる高度化に向けては、我々行政面のアプローチだけではなくて、アカデミアの観点でも、化学物質管理について人材をしっかりと支えていただく観点で不可欠だと考えております。その意味では、いわゆる専門知識はもちろんのことですが、政策との接点などについても意識を持っていただきながら研究に取り組んでいただくという観点で研究の補助事業をさせていただいております。今年度も5件、下に具体的に書いてございますけれども、採択をさせていただいて、研究を行っていただいているところでございます。

最後、14ページ目でございますが、こちらは化学物質管理行政に携わる職員、弊省のみならずNITEですとか自治体の職員の方もそうですけれども、特にPRTTR制度は自治体の職員に非常に関わっていただいているところもございまして、そういった方々に化学物質管理の全体の制度の理解を深めていただきながら、実務について知見を身につけるための研修を今年度も実施させていただきました。合計30名ほどに参加いただきまして、3日間、研修所に集まっていただいて、講義やグループワークを実施したところでございます。

御説明は以上になります。

○今村室長　　続きまして、資料6「オゾン層保護法・フロン排出抑制法の施行状況と動

向」について御説明させていただきます。

最初のスライドではフロン対策についての最近のトピックスをまとめております。まずモントリオール議定書のキガリ改正の目標を確実に履行するために、オゾン層保護法による割当てを引き続き着実に運用しております。それに加えて、昨年はフロン排出抑制法に基づくフロン類の使用見通しの見直しを行っております。また、オゾン層破壊効果がなく、温室効果の小さいグリーン冷媒についても、引き続き代替候補の検討を行っております。フロンの低GWP化については、フロン排出抑制法の指定製品制度により進めているところ です。フロン排出抑制法については、前回改正法の施行から5年を経過しておりまして、その施行状況から必要な見直しを行っているところです。

次のページから、それぞれ個々の内容について御説明いたします。

オゾン層保護法による製造量や輸入量の割当てにつきましては、モントリオール議定書のキガリ改正を確実に履行できるように、一定程度の余裕を持たせて運用しております。下の図の緑の部分 がキガリ改正に沿った形で設定されているオゾン層保護法に基づく代替フロンの基準限度になります。2029年には、基準年比で70%削減することが求められておりまして、大きく基準限度が下がることとなります。一方、赤の折れ線グラフはフロン排出抑制法に基づくフロンの使用見通しになります。昨年10月にこの見通しを踏まえて、フロン類の製造業者に向けた取組の判断基準の告示をしておりまして、今年の4月から施行されることになっております。

次のページは、フロン排出抑制法の指定製品制度によりGWPの目標が設定されている指定製品の一覧になります。2024年に目標年度を迎えている製品がありますので、これらの製品については現在その達成状況についてフォローアップを行っているところです。

次のページは、新たな冷媒の開発支援についてです。代替フロンであるHFCからの転換を目指して、経済産業省では次世代の冷媒であるグリーン冷媒、及びそれを使用した機器の開発を行っております。特に、代替冷媒効果の検討が必要な分野におきまして、ハイドロフルオロオレフィン、いわゆるHFO系と呼ばれる冷媒の検討を進めております。しかしながら、HFO系の冷媒につきましては、安全性や省エネ性の低下等に課題もありまして、実用的な冷媒開発に向けて、これらの課題解決に向けた取組を行っているところでございます。

次のページになります。フロン排出抑制法につきましては前回の改正法が2020年に施行されておりまして、昨年で施行5年を経過しております。そのため、改正法の施行状況

について調査を行い、必要な見直しを加えることで検討を進めているところでございます。その検討の前提として、モントリオール議定書のキガリ改正の目標を踏まえると、これまでは一定程度の余裕を持ってCO<sub>2</sub>換算トンベースで消費量・製造量の割当てを行うことができていました。しかしながら、先ほども御説明したとおり、2029年には基準年比で70%の削減が求められているという状況でございまして、フロンの使用見通しから考えても、これまで同様の余裕を持っての運用は難しいというように考えているところでございます。

次のページは代替フロンの排出量についてまとめておりますけれども、昨年改定された地球温暖化対策計画で設定された2030年・2040年の目標に対して、最新の集計値である2023年の代替フロンの排出量を踏まえると、排出量の観点からも、より一層の取組が必要であると考えられます。このため、フロン排出抑制法の見直しにおいても、代替フロンの排出削減の推進、モントリオール議定書キガリ改正の目標の着実な履行を念頭に置いた対策が必要と考えています。

次のページは、フロン排出抑制法の報告値や、その他の情報を整理してまとめた代替フロンのマテリアルフローになります。個々の数値などについてはまだ精査の必要がありますので、参考程度に御覧いただければと思いますけれども、このフローの中でも、特に機器廃棄時の回収の促進、それから機器の使用時の漏えいの抑制、代替フロンの使用の合理化と、こういったところに優先的に取り組んでいく必要があると考えております。フロン排出抑制法の見直しの議論につきましては、今年の3月から産構審のフロン類対策ワーキンググループを開催して検討を進める予定にしております。

次のページは、参考としてフロン排出抑制法に基づいて対象となっております業務用冷凍・空調機器から回収されました代替フロンの再生・破壊の傾向をまとめております。再生は、事業者、再生量ともに増加傾向にあると思います。破壊については、両者ともわずかに減少しているというように思っております。

最後のページは、こちらも参考でございますけれども、オゾン層保護法・フロン排出抑制法についてのフロン対策の全体像ということになります。

資料6の説明については以上になります。

○濱口室長　　続きまして、資料7「化学兵器禁止法の施行状況と動向」に基づきまして、御説明いたします。

スライド1を御覧ください。一定の基準を満たした特定の毒性物質や前駆物質、有機化

学物質の製造等を行っている事業所がOPCWによる国際検査の対象とされています。OPCWから、検査対象となる事業所の通告がありましたら、その10日後から国際検査が始まります。限られた時間内で種々の迅速な対応が求められておりますが、経済産業局とNITE化学物質管理センターと連携して、検査が適確かつ円滑に行われるようサポートし、これまで問題なく検査を終えています。予算削減の観点から、1回の来日で3連続検査の実施が本格化しており、通告から検査開始前までの10日間で3事業所に対する準備を行う必要がございます。また、分析付きの国際検査では通常の検査対応に加え、検査に使用される分析関連の貨物の輸出入手続を行うとともに、分析の知見を有するNITE職員を、現地と分析を行うNITE本部に配置して対応いたしました。

次のスライドを御覧ください。化学兵器禁止法に基づく届出は年2回行われ、経済産業局と連携し、対応しています。そして、届出内容を取りまとめてOPCWに申告しますが、これまで問題なく遂行しております。今年は一昨日の締切りでしたが、2025年実績の届出について、現在確認作業を行っており、今月末締切りのOPCWへの申告提出に向けて対応を進めているところです。OPCWは、締約国から申告された情報に基づいて対象事業所を選定し、この前のスライドで御説明した国際検査による検証を行っています。

スライド3を御覧ください。その他の主な取組としまして、化学兵器禁止条約の傘下で様々な会合が設置されていますが、当室はそれら会合に参加するとともに、こういった会合の機会を利用して、締約国の輸出入量に差がある移譲不整合の問題について、関係国と調整を行っています。

周知・広報としまして、条約や化学兵器禁止法の対象物質は、化学兵器の原料となり得る指定物質や、基準を満たした有機化学物質の製造も対象となりますので、一般の化学業界への影響は小さくありません。化学兵器禁止法の周知に努めるとともに、より分かりやすい内容を目指し、ホームページを見直しました。

業務効率化推進としまして、国際検査には本省経済産業局、NITEと、異なる組織間の連携で対応していますので、関係者間の認識共有やタイムリーな情報共有を確実に行うことが重要と考えております。情報連携ツールの試行や簡潔なマニュアルの作成など、国際検査に立ち会う方々が、初回であっても動きやすいように改善を進めています。

その他、特定物質を取り扱う機関への化兵法に基づく立入検査の実施や、関係する他省庁との連携など、関連する化学物質の管理が適切に行われるように対処しております。

次の参考1と参考2は、条約と化学兵器禁止法の概要です。

最後に参考3、スライド6になりますが、こちらを御覧ください。化学兵器禁止法の施行と直接関連しているものではございませんが、昨年秋の高市総理の指示の下、従前のNBCテロ対策会議が見直され、今年1月23日にCBRNEテロ対策会議が発足されております。関係省庁の局長級がメンバーとなっており、化学テロの観点から、技術総括・保安審議官の湯本が参画しております。

説明は以上でございます。

○蒲生会長・委員長 ありがとうございます。

ここで、資料8についてイントロ的なコメントをさせていただきます。化学物質規制に関する国内外の動向を踏まえた産業界の取組といたしまして、前回の会議では、次世代の化学物質情報伝達システム、CMP構想というもので御紹介いただきましたが、ここで資料8として、CMPコンソーシアムの代表幹事であります古田様より、その後のCMPの開発状況に加えて、資源循環プラットフォームへの拡大に向けた構想ということで御説明いただくことにしております。古田様、お願いいたします。

○古田様 ありがとうございます。ただいま御紹介いただきましたCMPコンソーシアムを担当しています古田と申します。よろしくお願いいたします。

昨年に引き続き、CMPについて、また今年はRMPについて発表の機会をいただき、大変ありがとうございます。

それでは次のページをお願いいたします。今日は、簡単に昨年の振り返りをさせていただいて、その進捗並びにRMPについて御紹介をさせていただきたいと思っております。

では、4ページ目まで行っていただけますか。まずCMPコンソーシアムですが、化学物質に関する規制への対応ということで、企業は今、左側の図にありますように、フォーマットは統一をしつつあるのですけれども、規制が変更になるとか、また新たな製品の開発が行われるといった都度、完成品メーカーから部品メーカーに化学物質に関する情報を問い合わせている。部品メーカーさんは材料メーカーさんに、材料メーカーさんはさらに上流の化学メーカーさんに、化学物質に関する情報を問い合わせ、その回答の依頼をいただいている。ある意味、バケツリレー的な対応をしているわけですが、今回のCMPは、製品ベースでブロックチェーンを使ってつないでしまおうと。一度つないでしまえば、例えば法律が改正されたといった場合において、上流メーカーさんのデータがアップデートされれば、そのアップデートされたデータが材料メーカー、部品メーカー、完成品メーカーのほうに自動的に流れるような仕組みをつくることができるだろうという、ある意味、

理想的な姿を目指して検討を進めてまいりました。5年ぐらい前から、自動車メーカーさん、それから電気・電子メーカーさんを中心に議論を重ね、また化学メーカーさん、材料メーカーさん等の御意見を聞きながら進めてきたということになります。

次のページをお願いします。これがサプライチェーンを、こんな単純なサプライチェーンではないのですけれども、それぞれのサプライヤー様、メーカー様の製品がそれぞれ次のお客様の材料になり、また部品になり、それがどんどん積み上がって行って、最終的な製品になっていくという形になります。今回のCMPに関しては、従来から統一的に使っている chemeSHERPA というフォーマットも使いつつ、3年ぐらいをめどに、皆様にCMPのほうに移行していただけることを期待して進めていくという形でございます。今まで、このバケツリレー等々で非常に多くの工数を各企業、かけていました。各企業にアンケートを取ったところ、少なく見積もっても25%以上の工数の削減効果があるだろうと。また精度も上がるだろうということが、アンケートの結果から出ております。また、営業機密を担保しながら情報を伝えていくというところで、伝えるべき情報、並びに伝えるべき相手というものをきちんと特定しながら情報を連鎖させていく、こういう仕組みをつくってまいりたいと思っております。

次をお願いします。実際、このシステムをつくるに当たって、一昨年でしたか、経済産業省様からウラノス・エコシステムという考え方が提唱されました。情報を連携させるところは協調領域、また企業が協調領域である情報連携をする基盤にアクセスするところは競争領域というところで、各役割を分担しながら情報連携を進めていくという考え方でございます。この仕組みにCMPも非常にフィットするということで、このウラノス・エコシステムの考え方に基づいて、アーキテクチャーに基づいて、CMPも実装していこうということで、経済産業省さんの御支援をいただきながら、今、進めているということになります。ここまでが昨年までの振り返りでございます。

次をお願いいたします。こういった動きを受けて開発を進めてまいりましたが、昨年10月29日に、従来の化学物質の情報連携をやっていた JAMP、ここは chemeSHERPA というフォーマットを運用しているところですが、そこと CMP タスクフォース、CMP を検討していた企業でございますが、ここを統合させていただきまして、CMP コンソーシアムとして発足をさせていただきました。JAMP 会員の中で CMP タスクフォースがダブっていますので、実際には足し算にはならないのですけれども、統合することによって、さらに新たに100社近くの会社が CMP コンソーシアムの議論に参加したいというこ

とで手を挙げていただき、CMPコンソーシアムとして活動を開始しております。

次をお願いいたします。現在のステータスでございますが、現在はシステム開発がほぼ完了しまして、有志企業 40 社における総合テストということをやらせていただいております。総合テストが順調に進めば、今年度の4月から大規模検証、大規模実証ということで、約 500 社弱になりますけれども、大規模な検証を行い、順調にいけば、今年の9月か10月には運用開始という形で進めさせていただきたいと思っております。また、我々のサプライチェーンは海外の企業様にも展開しているということで、特に東南アジアが非常に重要だということで、タイ、インドネシアを中心に、まずはCMPを使っただけるところを目指して、今、議論を重ねているという形になります。

こちらもし繰り返になりますが、経済産業省さんの御支援をいただきまして、NEDO事業として開発を進めておりまして、今、競争領域においては4社のアプリケーションメーカーさんに開発をお願いし、各社がこのアプリケーションを通じてCMP基盤にアクセスして情報を連携していくという形を考えております。

以上がCMPの進捗になります。おかげさまで、開発がほぼ完了し、実用テストにこぎつけてきているというところでございます。

次にRMP（リサイクルマネジメント情報プラットフォーム）について御報告したいと思っております。

このリサイクル情報プラットフォームは、経済産業省さんの資源循環経済課さんのほうで進められておりますサーキュラーパートナーズの中の一つの項目であるサーキュラーエコノミー情報流通プラットフォームの活動として進めさせていただいております。

次に、そのワーキンググループの下に静脈連携サブワーキングというものをつくらせていただいて、今まで広く資源循環に関して検討されているいろいろなイニシアチブがありますが、そういったイニシアチブの人たちも一堂に会して、これからの資源循環に関する情報連携のあるべき姿ということを議論しながら進めてきております。

考え方ですけれども、先ほどのCMPは動脈側の材料を中心とした情報連携になります。RMPは静脈側の連携になります。動脈側でリサイクル材を使おうと思うと、そのリサイクル材の由来というものが一番大事になってきます。といいますのも、最終的にセットメーカーがお客様に商品を売る。お客様のほうでお使いになって、それがリサイクルに回ってくる。その期間、例えば電気製品であれば10年ぐらいあると思うのですけれども、10年間で、化学物質に関する規制というのはアップデートされていきます。そうしますと、

作った時点の法律に適合していても、廃棄された時点において、その廃棄された製品がその時点の法律に適合しているかどうかということをごきちんとして把握した上でリサイクルをしていく必要が出てきます。そういう意味で、CMPの情報をうまく活用しながら、静脈側の連携を図っていかないと、資源循環というものが回っていかないという考え方で、このRMPというものを構想しております。

このRMPを考える上で一番重要だということか、まず仮説を立てています。資源循環をしていく上で、やはり最初にやっていかなければいけないのは、動脈側がどういう再生材が欲しいのかということをごきちんとして定義して、その仕様を伝えていくということが必要になります。動脈側がきちんとして仕様を伝えれば、そういった材料はどのような製品に含まれているのかという情報がCMPと連携することで入手することができます。逆に言うと、静脈産業の皆様はそういった製品を識別していくことができます。上流側できちんとして識別がされれば、その識別された製品をごきちんとしてトレースさせていくことで、動脈側が必要とするリサイクル材をつくっていくことができると考えています。

この仮説に基づいて業務フローというものを考えてまいりました。再生プロセスの中にはいろいろな工程があるわけですがけれども、こういった工程において、今、御説明させていただいたようなフローを、業務をしていくためにはどのような形でやっていくことが正しいのか、あるべき姿というものを我々で議論して定義していきました。当然、今やられているフローと若干違ってくる部分もありますし、変えていただかなければならない部分というのも出てきます。そういうこともあって、リサイクル事業者の皆様は、10社ぐらいなのですがけれども、ヒアリングをさせていただき、こういったフローで回していくことができるかどうかというところを議論してまいりました。今まで、どのようなものが欲しいという情報の情報がなく、リサイクルをやっていたことからすると、どのようなものが欲しいという情報がきちんとして得られれば、こういったフローで前向きにやっていけますよという声も聞かれましたし、いや、今はもうそんなことをやっている余裕はないよという声も聞かれました。そういうことで、リサイクルを、資源循環を進めていくためには、この仮説でつくったフローが本当に成立するのかどうかということをもう一度きちんとして確認していくことが必要ではないかという結論に、最終的に達しております。

そういうことで、下のRMPの工程ということになります。今まで我々が議論してきたことを一応要件定義としてまとめましたので、この要件定義に基づいて、本当にこれで成り立つのかどうか。また、このシステムが採算が取れるものなのかどうかといったところ

ろを、価値検証という形でRMPの実現性検証というのを26年度に実行していきたい。その上で、RMPの基本設計に進めていきたいと考えております。

簡単でございますが、私からの説明は以上でございます。

○大本課長　　続きまして、資料9「化学物質管理を巡る環境変化等への対応に向けて」につきまして御説明します。

1ページ目を御覧ください。こちらにつきましては、化学物質管理を巡る環境が中長期的に大きく変化していることを踏まえて、まずは委託事業を通じて想定される環境変化を網羅的に整理し、その中で主要な技術的論点をもとに、今後の化学物質管理の在り方について検討を行ってまいりました。それを紹介させていただくものになります。

環境変化・課題につきましては、改めて申し上げるまでもなく、化学物質管理の国際協調を図ることが重要である一方、近年では、国際条約における規制対象物質が増加・複雑化しているのに対して、欧州などでは予防原則に基づく措置を推進しつつある状況がございます。また、今後見込まれる化学物質の増大、試験方法の多様化への対応に係る検討が不可避であることに加え、循環型社会、カーボンニュートラル社会、自然共生社会等への移行を背景に、化学物質管理のスコープが拡大しつつございます。こうした中、引き続き、我が国産業の健全な発展と国民の安全安心な暮らしの実現の両立を大前提としつつ、持続可能な化学物質管理制度を検討する必要があると考えてございます。

続いて、説明は省略しますが、参考として関連資料をつけてございます。2ページ目が参考1としてストックホルム条約の関係。3ページ目が参考2として欧米の化学物質管理政策。4ページ目が参考3として化学物質の増大や試験方法の多様化の見通し。5ページ目が参考4としてGFCの資料。6ページ目が参考5として化学物質管理と循環型社会などの関連性でございます。

7ページ目を御覧ください。かかる問題意識から、今年度の調査研究事業として、化学物質管理に関する技術動向等調査を行いました。本調査では、公募で採択された、左下のところに書かれています、みずほリサーチ&テクノロジーズを事務局に、経済産業省、産総研、NITEとも連携し、化学物質管理行政の将来を担う各機関の中堅から若手の方を中心とする体制で実施してございます。

また右下のところでございますけれども、有識者会議を設置し、東海前化学物質審議会会長兼前化学物質政策小委員会委員長を座長として、本日御出席の織委員も含めて5名の方に御意見・御示唆等をいただきながら進めてきてございます。本調査を通じて、2050

年における社会全体の絵姿を踏まえた化学物質管理に関わる技術的論点を整理するとともに、2050年の化学物質管理の在り方について検討してまいりました。

8ページ目を御覧ください。こちらは検討を進める上で必要な視点を整理したものでございますけれども、経済産業省の化学物質管理政策は、国民の安全安心な暮らしを実現することはもとより、我が国産業の健全な発展との両立を図ることが重要である中、今後2050年においては、循環型社会、カーボンニュートラル社会、自然共生社会等の実現、また、テクノロジー、人口構造・産業構造、国際情勢等、大きく変化していることが想定されます。こうした変化を踏まえつつ、三者、行政・事業者・国民にとって望ましい状態は何かということを示して3ポツ目以降に示してございます。

まず3ポツ目の「経済産業省（行政）にとっては」でございますが、国際的な動向等を注視しながら、化学物質管理が産業競争力の基盤となるとともに、事業者の自律的な管理により、将来にわたって化学物質に関する悪影響が防止されている状態。4ポツ目の「事業者にとっては」は、規制対応コストが最小化され、それにより創出されたリソースの投資によりイノベーションが促進されることに加え、化学物質管理に積極的に取り組む事業者が市場で正当に評価される状態。そして「国民にとっては」は、化学物質に関する第三者認証等を経た透明性や信頼性の高い情報を入手でき、これらにより安心して製品等を選択できる状態が望ましいのではないかと考えてございます。

その上で一番下でございますけれども、三者の理想状態を実現する政策として、適切なガバナンス設計、市場インセンティブの設計、共通のデータ基盤の構築、さらにはこれらを相互接続させることが重要ではないかと考えてございます。

以降は、こうした視点をもとに調査研究を通して整理した内容を紹介させていただきます。

9ページ目を御覧ください。参考6では、一番左側の国民の安全安心な暮らしの実現と我が国産業の健全な発展、これを前提に、左側から2番目のところですが、2050年に想定される社会課題、また社会像から化学物質管理にフォーカスする形で、一番右のオレンジのところでございますが、2050年の化学物質管理に関わる12個の技術的論点をピックアップしています。

続いて10ページ目以降、参考7でございますけれども、12個の技術的論点について、概要を整理しています。時間の都合上、詳細な説明は割愛させていただきますが、例えば10ページ目の「①動物実験代替法」に関しては、動物実験廃止の国際的な潮流を背景に、

in silico や in vitro 等を用いた化学物質に係る評価の拡大が見込まれる問題意識からピックアップしており、これに関連する現状、2050 年の見通し、主な課題という形で整理してございます。

また、工学的な技術のみならず、13 ページ目に移っていただいて「⑧化学物質管理と企業価値の連動」といったような社会技術も対象としており、情報基盤、人材育成・確保が共通の課題となっています。

16 ページ目を御覧ください。参考8でございます。2050 年の化学物質管理の在り方を、12 個の技術的論点をもとに検討してございます。具体的には、我が国が有する行政主導の下で信頼性の高い化学物質管理データを長年にわたり蓄積してきた強みを最大限に生かす化学物質管理の在り方として、2050 年に至る環境変化を的確に捉えつつ、データに基づくリスクを基軸とした評価・管理の一層の高度化を図るとともに、規制のみならずインセンティブ付与等の手法も組み合わせながら、事業者による自主的管理や必要なデータの開示を一層促進させるような制度の構築が考えられるのではないかと考えてございます。

下の図において、もう少しブレイクダウンし、12 個の技術的論点との関係を整理しています。なお、オレンジ色の番号が 12 個の技術的論点のナンバーとなっております。現時点での検討内容について、後ほど委員の皆様から忌憚のない御意見等をいただければ幸いです。

資料9の説明は以上になります。

○蒲生会長・委員長 ありがとうございます。

それでは、ここから質疑応答及び意見交換の時間に移りたいと思います。時間の関係もあって、大変恐縮ではございますけれども、順番に御発言をお願いするという形で進めさせていただきたいと考えております。また、1人当たりのコメントについては3分以内でお願いしたいということで、タイマーをセットさせていただきますので、時間厳守でお願いできればと考えてございます。

会場参加の委員から始めまして、オンライン参加の委員ということで進めたいと思いますが、まずは会場参加の進藤様から、この並びの順番で御発言いただくことを想定してございます。では、よろしく申し上げます。

○進藤様（岩田委員代理） 日本化学工業協会専務理事の進藤と申します。本日は会長の岩田が委員なのですけれども、よんどころない事情で参加できませんので、代理で発言

させていただきます。

資料9に関してのコメントになります。2050年の化学物質管理を議論するというのは大変重要なことだと思いますけれども、その際、将来、どのような社会が到来するかをニュートラルに予測し、それに適応するというアプローチに陥りがちだと思います。そういう議論でやっていると、例えば欧州のように、環境規制を戦略的に活用している国々主導の社会形成に対応する、つまり追随型のような姿勢にとどまる恐れがあるのではないかと思います。ここは、日本が国際競争力を確保し、むしろゲームチェンジャーとなるということを考え、そのためには、まず我々自身がどのような社会を実現したいのかというのを強く意識を持って明確にし、その社会を支える化学物質管理の姿を構想するというスタンスが大事かと思います。

現状でもそこそこなされていると私も思いますけれども、こういった問題意識も大事かと思います。実際、デジタルトランスフォーメーションの進展というのは、常に我々の想定を上回ってきました。たとえば、30年前に日本企業が生み出したQRコードですとか、約20年前に登場したクラウド情報サービスですとか、そういったものは、当時は想像もし得なかった形で社会に浸透して、今や化学物質管理の重要な基盤技術となっています。

また、今後は化学とバイオが融合していくなど、産業構造そのものが大きく変容する可能性も見込まれます。そういうことを考えますと、現時点で存在する技術の延長のみを前提に制度や政策を設計することの限界がどうしてもあるのではないかと思います。これに対して、今ある技術で何ができるかではなく、むしろ化学物質管理として何を実現したいのかというのを出発点としていくことが重要ではないでしょうか。まず理想とする社会像、その中での化学物質管理のあるべき姿を描く、その上で、その実現に必要な化学技術や制度の方向性を検討する、こうした順序で議論を進めていくことが、2050年を見据えた戦略的な化学物質管理の構築につながるのではないかと考えております。

以上です。

○蒲生会長・委員長　ありがとうございます。続きまして、織委員、お願いします。

○織委員　ありがとうございます。上智大学の織でございます。1年ぶりになるかと思えます。

まず簡単なところから一つ、化学兵器禁止法についてなのですが、毎回、私、この化学兵器禁止法の日本の取組は非常に重要だと思っているのですが、一方で社会的認知が全く足りていないという意識を持っています。特に最近、このきな臭い状況になってき

て、戦争ですとかテロというのがますます社会にとって身近になっているところで、日本が化学兵器禁止法でどういう取組をしているかということをもっと強くアピールしていただきたいと思います。特に 2013 年にノーベル平和賞を受賞しているという、非常に大きな功績があるというところが、化学物質の管理の中であまり特出しされていないのがすごくもったいないと思っているので、ぜひ、この、あまり望ましくない状況の中で、化学物質・兵器の恐ろしさと、それを規制する必要性というもの、その中で日本政府と一緒にやっていくというところはアピールしていただきたいと思って、毎年これを言っているのですけれども、ぜひよろしくお願いいたします。

それで、主には資料 9 に関わってくることになると思うのですけれども、化学物質管理をめぐる環境変化への対応についてということで、この有識者委員会に参加させていただきました。今までさんざん議論されてきている化学物質管理自体の国際的な状況に対応する必要性、それから資源と化学物質管理の問題ももちろんなのですけれども、少子高齢化、労働力の自律ですとか、あるいはテクノロジーの最大活用ですとか、省力化、サプライチェーンの強靱化といったような、本当に社会が大きく変わっていく中で、化学物質がどうあるべきかという、そういう意味での議論をしていこうという取組であったかと思います。

この中で 12 の技術的論点というのが、実はまだプライオリティですとか、大きなところがまとまっていないのですけれども、その中で特に重要だと思われるのは、化学物質管理と資源循環の政策のところだと思います。先ほど化審法のところで詳しく説明していただいていたのですけれども、日本が誇る、例えば自動車の技術といったものがリサイクル素材を使ってどこまで確保できるのか。リサイクル素材を使うことによって、可塑剤等の安全性、暴露量のデータとか、今、産総研さんがやられているところなのですが、実は私、化学物質管理とネイチャーポジティブ、自動車と容器と、その他資源循環と化学物質管理といった、いろいろな委員会に出ているのですけれども、実はこの辺の情報が全然伝わっていないということをかねがね思っています。なので、リサイクル素材となったときの化学物質の漏出ですとか、あるいは品質、例えば、自動車とか家電メーカーが求めている品質をリサイクル素材で担保していくための基準値ですとか検査方法をどのようにしていくのかというところについては、早急に関係省庁と、それから今、CMPですとか、いろいろな企業の取組のお話がありましたけれども、全くばらばらになって情報共有がされていないので、一括で議論していただくことを強く願います。

以上です。

○蒲生会長・委員長　　ありがとうございます。続きまして稲若様、お願いします。

○稲若様（高橋委員代理）　　化成品工業協会技術委員長の稲若でございます。本日は会長の高橋が欠席しておりますので、代理で発言させていただきます。

当協会は会員の7割が中小企業で占められておりまして、今回議論されているような施策についても実装主体の多くが中小企業になります。このような構造となっておりますため制度設計においては、中小企業が無理なく参加できるような具体的な施策というのが必要かつ重要なものとなっております。

その点から2点、申し上げたいと思います。1点目が、不純物として含有する第一種特定化学物質のBAT申請についてでございます。特にプラスチック再生材においては中堅・中小企業が多くを占めて、業界の担い手となっております。このような産業構造の下で、BAT報告については実務上の負担と直結する重要な制度でございまして、このような中で昨年10月に改正をいただきましたところ、様式の記載内容が整理されて、一部の第一種特定化学物質については基準値を明確にさせていただき、さらに定期報告が一部不要とされたような点につきましては、我々、中堅・中小企業にとっても非常に大きな合理化につながっております。関係省庁との調整の成果に大変感謝を申し上げます。今後、今回の整理により報告・申請・受理等、さらなる迅速化が図られることを期待しております。本件についてはどうもありがとうございました。

2件目につきましては、CMP構想についてでございます。CMP構想については、サプライチェーン全体の情報基盤としての方向性を支持しております。一方で、本年9月から10月の利用開始を予定されておりますが、まだシステム利用にかかるコストや作業の見通しが立ちにくい状況にございまして、中小企業の間では不安が広がっているところがございます。CMPを機能させるためには、中小企業が無理なく参加できる制度設計というものをぜひお願いしたいと思います。またコスト面で、中小事業者の過度な負担にならないように、かつ政策としての一段の支援をぜひ御検討いただければということをお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○蒲生会長・委員長　　ありがとうございます。続きまして、田辺委員、お願いします。

○田辺委員　　御説明ありがとうございました。主婦連合会の田辺でございます。

トランプ大統領が地球温暖化対策の国際的な枠組み、パリ協定から正式に離脱。プラスチック汚染を終わらせることを目的とした法的拘束力のある国際文書（条約）の策定も

24 年、25 年と合意に至っていませんが、新議長も就任して、非公式な会合が東京都内で開催されたと聞きます。合意に向けて、経済産業省をはじめ関係各位の尽力に期待したいと思えます。

プラスチックに関わる資源循環につきましては、使用済みの製品が無駄なくリユース・リサイクルできるように、製品設計の段階からリサイクルのしやすさ、安全性を考慮してほしいこと、循環する過程においては有害物質の発生が少なくなることを望みます。

主婦連合会では社会的課題に向き合ひまして、各種学習会を開催しておりますが、昨年の 1 月には早稲田大学教授の齋藤先生の御協力でヒートポンプの学習会、11 月には経済産業省や照明工業会の御協力で、蛍光灯の 2027 年問題につきまして学習会を開催いたしました。次はエアコンの 2027 年問題につきまして学習会を開催したいと考えております。その折には、再度皆様のお力を拝借いただきたく、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○蒲生会長・委員長 ありがとうございます。続きまして、町野委員、お願いします。

○町野委員 2 点申し上げたいと思えます。1 点目は、化学物質のリスク評価に関しては非常に大きな課題だと思うのですけれども、こちらについては上市後の化学物質を含めて、かつ海外の動向を踏まえた積極的なリスク評価を適切にしていきたいと思っております。特に労働安全衛生法では、今、企業のリスクアセスメントの義務も課されるようになっておりまして、企業の方でもリスクに関する情報が相当蓄積されてくると思えますし、昨今問題になっている P F A S とかも、規制に先立って製造をやめている会社というのも随分あったわけで、そこにはそれなりにリスクに関する知見があったから、そういうことをしていたということだと思いますので、国としては、そういう企業の知見についても積極的に取り入れつつ、かつ、たくさんあるリスクに関するデータについても企業と共有していくような仕組みが必要なのではないかと思えます。

2 点目は、⑧の企業価値との連動というところになります。化学物質は、やはり有用だから、リスクがあっても使われているという部分もあるので、やめるためにはどうしても代替の物質の開発が必要であると。なので、環境負荷の少ない代替物質を製造しているような、開発しているような企業についても、ぜひ評価をします。管理だけではなくて、そういった開発についても評価ができるような仕組みにさせていただくのがいいのではないかと考えております。

以上です。

○蒲生会長・委員長　　ありがとうございました。続きまして、山崎委員、お願いいたします。

○山崎委員　　今回初めて参加させていただきました山崎でございます。よろしくお願い申し上げます。

私自身、電気めっき企業を営む中小企業の経営者として、また全国めっき工業組合連合会の立場から、我々中小企業がしっかり化学物質管理に取り組むことが、社会全体での化学物質における汚染防止につながるものと考えております。その視点で発言をさせていただきたいと思っております。

まず、めっき事業者の化学物質管理の実態について御説明させていただきます。めっき事業者は、P R T Rにおいて、化学物質の使用者としての対象となっております。めっき加工には実に多種多様な工程があり、それぞれに必要なめっき薬品をめっき薬品メーカーから購入して使用しているというサプライチェーンの構造となっております。したがって、化学物質の観点からはめっき事業者のみならず、川上のめっき薬品メーカーを含めたサプライチェーン全体での連携が重要であると考えます。

次にP F A S関連の規制への対応についてでございます。P F A S類はめっきの加工工程において、そればかりではございませんが、めっき液の飛沫の飛散を防ぐ目的で飛沫防止剤として利用されてきた物質でございます。規制の強化に際しまして、めっきの薬品を製造するメーカー等が加盟する団体に対して、代替薬品の開発・供給を進めていただき、サプライチェーンを挙げて転換に取り組んでまいりました。現在は、代替物質の使用や工程により対応を進めているところでございます。

また、欧州のP F A S包括規制動向については、業界として早くから注目させていただきました。欧州R E A C Hに基づくP F A S包括規制の検討に際し、当連合会組合員企業が積極的にパブリックコメントを提出し、めっき産業における実態と課題、すなわち現時点では代替薬品が存在しない工程であること、また代替なく薬品を使用すれば、不良率の著しい上昇や廃棄物の増大を招き、環境負荷がかえって増大する恐れがあることなどを国際的に発信してまいりました。引き続き、欧州規制を注視しながら、業界として適切な対応を行ってまいりたいと思っております。

最後に、本日御説明いただきましたCMPの取組につきまして、めっき業界の立場から申し上げたいと思っております。CMPはサプライチェーン全体で製品含有化学物質の情報をシームレスに伝達し、規制変更等の再調査を不要にする仕組みとして大変有意義なものと考え

えております。規制物質の追加・変更のたびに川上のめっき薬品メーカー、素材メーカーに問い合わせ、代替薬品の対応等が必要となっておりますので、こうしたことが我々の負担を軽減することとなると思いますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○蒲生会長・委員長 ありがとうございます。続きまして、木村委員、お願いします。

○木村委員 産総研の木村と申します。本年度から参加させていただいております。よろしく願いいたします。

御丁寧な御説明をいただきまして、ありがとうございます。まず、化学物質管理の分野においてオンライン手続の効率化を着実に進めてこられて、P R T R届出の電子化についても、今年度9割を超える届出がオンラインで行われているということで、申請者の負担軽減に配慮した取組が確実に成果を上げているものと感じております。また、新規化学物質の評価手法や特例制度の合理化など、現行の試験法や申請手続について、制度の目的を踏まえつつ見直しを行っていただき、化学物質管理全体の効率化に取り組まれている点についても高く評価しております。規制の実効性を確保しながら合理化を進めていく姿勢が明確に示されているというように受け止めております。

さらに、動物代替法に関する調査やプラスチック再生材の化審法上の判断フローなど、社会的要請を的確に捉えた新たな試験法や評価基盤の構築に取り組まれている点も大変意義深いと感じております。環境配慮や資源循環といった政策課題と化学物質管理を結びつける取組として、今後の展開に大いに期待しております。

加えて、2050年の技術的論点をはじめといたします中長期的な視点でのビジョンを示していただいたことで、化学物質管理が将来にわたって果たす役割の重要性を改めて認識いたしました。化学物質を基点といたしまして、安全安心で持続可能な社会の実現に向けた方向性が分かりやすく示されているものと受け止めております。我が国は、御紹介いただきましたように、信頼性の高い化学物質管理のデータを着実に蓄積してきたと考えております。今後もそうしたデータを最大限に活用した研究開発や制度の高度化が一層促進され、今回示されたビジョンを将来、具体的な形で実現していくことを期待しております。

また個別の技術課題につきましては、それぞれについて、分野融合的な研究が多いかと思っておりますので、既に人材育成等行われておりますけれども、そういった点についても御配慮いただきまして、開発等進めていただければと考えております。

以上でございます。

○蒲生会長・委員長　　ありがとうございます。会場参加としては最後になりますけれども、須方委員、お願いします。

○須方委員　　日化協の須方でございます。

本日、膨大な取組を短時間で分かりやすく御紹介くださいますして、どうもありがとうございました。私からは、その中から資料9の8ページ、上から3ポツ目、ここで触れてくださっております、化学物質管理が産業競争力の基盤となる点について、私なりに少し掘り下げてコメントさし上げたいと思います。

途中、資料3でも御紹介がございましたが、G F Cではステークホルダーが多様化しているというのが大きな特徴の一つかと思えます。これを言い換えるならば、今後、化学物質管理においては直接化学物質を取り扱う専門家だけではなくて、直接化学物質は使わないような方、いわゆる非専門家の方も化学物質管理に携わっていかれるということになります。そういった中で御紹介がございましたEUの取組、ハザードベースとも取られるような取組というのは、非専門家の方にも分かりやすい指標であるという部分においては、確かに非専門家も意識した取組であろうかと思えます。冒頭の御挨拶の中でもございましたが、半世紀以上続くリスク管理を基軸とした日本の化学品管理措置を今後も継続していくに当たっては、非専門家の方にも納得感があって、かつ、それが欧州の規制に勝るとも劣らない、信頼性のあるものであるという形に、発展的に進化させていく必要があるかと思えます。ぜひ 2050 年と言わず、今後、我々がこれまで進めてきましたリスク評価、リスク管理について、こういった観点も踏まえて技術開発、あるいは海外への発信を進めていただければと思います。

1点だけ、具体的に申し上げますと、化学品安全の世界では、安全性データですとか情報について信頼性を他者に示す必要がございます。その中には幾つかの方法がございまして、例えば Klimisch Scoring System というのは世界各国で利用されております。こういった観点で、ある等級で、我々の取組が欧州と同等であることを示していくのも一つのやり方だと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○蒲生会長・委員長　　ありがとうございました。続きまして、オンライン参加の委員からの御発言をいただきたいと考えております。まずは大口委員、お願いいたします。

○大口委員　　J E C 連合の大口でございます。

本日、多岐にわたる化学物質管理の取組についての御説明、御紹介をいただきましてありがとうございます。私ども J E C 連合は、化学・エネルギー産業の企業の労働組合が集

まる組織でありまして、労働組合の立場で産業政策、制度政策要望等も取り組んでおりますが、それらに関連して確認と要望を合わせて2点に関連して発言をさせていただきます。

資料4の化審法の施行状況と動向のところで御説明いただきましたが、制度構築ワーキンググループでの議論と対応に関してです。6ページのオンライン手続の効率化に関して、この4月から行政手続のさらなる効率化を図るべく、このGビズIDに順次変更されていくということでございますが、今後、この2つ以外でGビズID展開できそうな手続というのはあるのか、確認させていただけたらと思います。資料9の化学物質管理を巡る環境変化への対応の各種取組にもつながることでもありますので、手続関連の効率化に関しては引き続き検討を進めていただきたいと思います。

また、この間、事業者の準備を促すべく、セミナー等で周知されてきたとのことですが、運用開始後も、今後の申請時の混乱回避やスムーズな申請手続を進めていく上でも、引き続き事業者への周知の継続をお願いできたらと思います。

続いて2点目になります。資料9「化学物質管理を巡る環境変化等への対応に向けて」ということで、今回、2050年を想定した社会像から12個の技術的論点を洗い出していただいて、それをもとに2050年の化学物質管理の在り方の案がまとめられた形と受け止めております。本日、資料3以降で説明いただいたそれぞれの取組を進めることはもちろんながら、10ページ以降にまとめられた各項目を着実に前進させていく必要があると考えています。その中で9ページの「2050年の化学物質管理に関わる技術的論点」、この下の※には「工学的な技術のみならず、社会的な技術も含む」となっております。この社会的な技術には、社会全体で安全を確保する仕組みづくり、こういうものも含まれていると思っておりますので、法律であったり、各種制度の整備に加えて、技術開発支援、税制優遇など、幅広く検討いただいて、中小企業規模を含めて、産業として取り組みやすい環境づくりを同時に進めていただきたいと思います。

私の発言は以上です。よろしく願いいたします。

○蒲生会長・委員長　ありがとうございます。続きまして、柿本委員、お願いいたします。

○柿本委員　柿本でございます。コメントでございます。

包括的に御説明いただきまして、ありがとうございます。方向性といたしましては、賛同いたしますが、化学物質管理政策全般について、有害性の確定を待たずに、予防原則にのっとなって、ぜひスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

各論では、資料5のP R T Rの届出の電子化のところ、90%まで上がり、なおかつシステム改修に取り組むということや資料8のCMPに関しても同じなのでございますが、手続の効率化とともに、中小企業を巻き込んでいただいて、中小企業にとって手続がしやすくなるように、ていねいなサポートをしていただくことを希望いたします。

次に、資料5の12ページ、AI技術を用いた毒性予測システムということでございますが、大いに進めていただければと思います。

資料9の8ページのところですが、「事業者の自律的な管理によって」ということでございますが、ここも先ほどと同じでございます。事業者には、小さな事業者から大企業まで様々であると思いますので、中小企業の皆様の自律的な管理に役立つような情報、それからシステムを、ぜひ開発・運用をしていただきたいと思っております。世界のフロンランナーでいていただきたいというのが希望でございます。

以上です。

○蒲生会長・委員長 ありがとうございます。続きまして林委員、お願いいたします。

○林委員

日本消費生活アドバイザーコンサルタント相談員協会の林でございます。ふだん、この部会に参加させていただいて、やはり消費者からは予防原則に基づいての安全管理をお願いしたいということを訴えさせていただいております。今日は3点、お話をさせていただきますと思います。

まず1点目は水銀に関してです。資料3で御説明していただいたように、蛍光灯の規制を進めていただいておりますこと、大変ありがたく思っております。また参考資料では、水銀などによる環境汚染防止計画の実施状況の点検ということで、詳細に各主体の責務に関しても、進捗に関しても教えていただいているということで、地方で環境審議会などに出ていますと、清掃に当たっている人たちから、例えば佐賀のクリークから蛍光管が出てきたとか、海中からテレビが出てきたみたいな報告もあつたりするので、引き続き適切な管理、廃棄がなされるよう、消費者への周知徹底、それから事業者への管理というのも大切だと思っております。

2点目は、資料6で御説明いただいたオゾン層保護法・フロン排出抑制法の施行状況でございます。危惧しておりますのが、代替フロンです。6ページのグラフを見ますと、これだけ排出が増え続けているものを、いかに急速に減らしていくのかということで、水色の矢印などでもありますけれども、この実現可能性をどのように考えておられるのかと

いうところが気になるところでございます。7ページでも、機器使用時の大気への放出量、それから廃棄時の大気への放出量が、回収する量を大きく上回っている、この現実をどのように注視されるのかということです。そこは質問したいところでございました。

3点目は、これは極めてありがたいと思ったところなのですが、資料9の8ページの5ポツ目にあります、国民にとっての望ましい姿です。より安心して商品を選択できる情報提供の在り方ですとか、16ページにあります資源循環、プラスチック汚染、そして生物多様性と化学物質管理の解像度の向上という、このあたりの議論がなされていることは、非常に私どもとしてはありがたく感じるところでございます。ライフサイクルを通じた商品の選択から廃棄まで、そういった情報を求めていますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○蒲生会長・委員長　ありがとうございます。最後になりますが、齋藤委員、お願いいたします。

○齋藤委員　早稲田大学の齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

本日の議論を聞いていて、やはり物質管理のDX、このあたりが非常に重要だなということを改めて感じたところでございます。DXがどんどん進展していきますと、個別の議論から全体の議論に発展していくということを非常に期待しているところでございます。

私、フロン類対策ワーキンググループの座長として参加していますので、フロンを例に2点、コメントをさせていただければと思います。

まず1つ目ですが、フロンは、もう皆さん御承知のとおりで、非常に温室効果が大きな物質でございます。今の国プロなどでも新規の低温室効果の物質の開発が進められているのですが、その中にPFAS問題が取り沙汰されているようなものも出てきております。また、新規のフロンの多くは、エアコンに導入しても逆に間接的に二酸化炭素を多く排出してしまうというような物質も散見されているところでありますし、フロン回収・再生も進めなければいけないということで、気候温暖化対策、それから化学物質規制、資源循環といった、かなり複雑な政策をまたいだ検討が必要不可欠になっているという状況でございます。ですので、DXが進んで、この政策横断的な複雑な問題も包括的に対応が進んでいくということを期待しているところでございます。

それからもう一点ですが、フロンは製造、漏えい、それから回収、再生と、ライフサイクル全体で管理が求められている物質でございます。資料8で聞かせていただきましたCMPとかRMP、こういったサプライチェーン横断的な情報基盤プラットフォームができ

るということに非常に期待しております、もしかしたらもう検討されているのかもしれませんが、フロン対策などが、こういったデータ駆動型の物質管理の先行モデルになり得るのではないかというような期待もしているところでございます。

それから付け加えになりますが、先ほど委員の方から早稲田大学の取組を御紹介いただきまして大変ありがとうございます。エアコンとかヒートポンプ、それからフロンの正しい情報を消費者の皆さんに伝えていくという活動は継続しておりますので、何かあればいつでもお声がけください。

以上となります。よろしくお願いたします。

○蒲生会長・委員長　ありがとうございます。最後、私からも一言、コメントさせていただきたいと思ます。

膨大な資料で、この1年の化学物質管理に関する取組を御紹介いただきまして、各種法律の確実な施行のみならず、合理化とか、あるいは国内外の動向を踏まえた取組というのが多岐にわたって行われている様子が伺えてよかったかなというように思っております。

一方で、各法律というのはそれぞれ法律の目的を持って、対象とか、あるいは取り得る行政施策というのが定められているわけですけれども、GFCなどでうたわれているように、マルチセクター、マルチステークホルダー、ライフサイクルというような、化学物質を取り巻く課題意識が一般化してくる中で、どうしても複数法令にまたがるような課題というのが、やはり大きくクローズアップされて、社会的関心も出てくるというような状況かなと思っております。御紹介の中で、GHSに関して複数の法令を横断したパンフレットを作る取組というようなことが紹介されたりとか、そういう事例もあるようですので、複数法令にまたがるような、例えば廃棄物と化学物質の、例えば化審法の関係みたいなどころとか、個人的には関心があるところなのですけれども、そういう、必ずしも経済産業省が中心でない法令との関係も、他省庁との関係において、どういう整理になるのかといったようなものを整理いただくとともに、国民・事業者に向けて発信いただくような、そういう取組も期待しているところでございます。

私からはこの点を述べさせていただきまして、以上をもちまして、委員からのコメントということで終了させていただきます。

続きまして、事務局から回答などをいただければと思ます。よろしくお願いたします。

○大本課長　本日、直近の取組から中長期的な課題まで、幅広い内容について御説明申

上げましたけれども、委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から多くの貴重な意見を賜り、誠にありがとうございました。

私からは資料3、9に関する点について、まとめてコメントさせていただきます。

まず資料3につきましては、田辺委員から蛍光灯の周知の話で、当課の紹介をさせていただいたところもございますけれども、様々な形での周知をすることが非常に大事だと思っております。可能な限り、そのような形で対応させていただければと思ひますし、林委員からも、水銀の適切な廃棄、事業者への管理という話もございました。交換だけではなくて適切な廃棄という視点も大切だと思いますので、環境省とも連携しながら、その点は取り組んでいければと思ひます。

またPFAS関係で、稲若様からも、また齋藤委員からも、昨今の化学物質に関する欧州の規制に関する御懸念の話もございました。PFAS規制につきましては、一律禁止すべく検討が進んでいるということで、かつてパブコメに対して、日本側からも様々な御意見をさせていただいたところでございます。今も議論が続けられていると承知しているところでございますので、我が国としましても、先ほどストックホルム条約の話もございましたけれども、そのような議論を基本としつつ、科学的知見に基づいて、リスクに応じた規制を講じることが重要と考えてございます。これにつきましては引き続き、関係省庁とも連携して、適切に対応していければと考えてございます。

資料9につきましては、化学物質管理をめぐる環境が中長期的に大きく変化をしており、化学物質だけではなくて、カーボンニュートラルや資源循環をはじめとして、非常に複雑化してございます。本日の御意見を踏まえて今月に報告書をまとめつつ、今後も化学物質に関する視点を、特に我が国の勝ち筋も意識しながら、政策の具体化に向けた検討を深めてまいりたいと思ひます。

進藤様からは、日本が追随することだけではなくて、日本がゲームチェンジャーとなる、特にDXの視点も将来的にも大きく変わるという御示唆をいただいたと思ひます。この点は、日本がどうするのかという、日本が主語となるような形で、主体的かつ能動的、戦略的に進めていくことが大事だという御示唆かと思ひます。さらに、AIとかDXとか、今後も大きく変化するところを的確に捉えつつ、海外の動向も踏まえながら、日本独自の、また日本がしっかり勝ち筋を見出していくことが重要と承りました。

織委員からは資源循環での御示唆をいただいたと思ひます。リサイクルもそうですし、検討会の中では選別技術も非常に重要という御示唆をいただいております。こういう資

源循環を的確に捉えながら、ここに関しても適切に対応していければと思います。

町野委員から、データとリスク評価の話がございました。データの共有化も含めて、企業の知見も取り入れながら適切に対応していくことが重要と考えてございます。

また、木村委員からもデータの活用ですとか、具体的な形で技術の融合的な話とか、さらに人材育成の話もございました。この点もしっかり踏まえながら取り組んでいきたいと思っております。

須方委員からは、非専門家にいかに分かりやすく示していくことが重要と思っております。欧州の動きもしっかり捉えつつ、日本もしっかり取り組んでいくことが大事だと承りました。

柿本委員からは中小企業の視点で、特に情報システムがしっかり役立つようなところ、また運用の御示唆もいただいたと思っております。

林委員からも、国民の視点でより安心して選択できることが大事だと承りました。

まだ回答できていないところもあるかもしれませんが、これまで御意見をいただいた点を踏まえて、今後も戦略的な取組を推進していきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○内野室長　　続いて、資料4の化審法と資料5の化管法の関係で幾つかコメントを頂戴しましたので、私から申し上げたいと思っております。

まず大口委員のお問合せにつきまして、資料4の6ページ目のオンライン手続の効率化のところ、GビズIDを導入するのは、製造輸入数量の届出と、少量新規や低生産量、新規の特例制度の申し出の2つかと。ほかの取組についてはどうかという御下問をいただきました。こちらの御説明をはしょってしまっただけで大変恐縮でしたけれども、化審法に関する手続に関する場合は、例えば特例制度であれば、すぐにほかの化学物質に転換されるという趣旨での中間物という分類がございまして、そういった場合には、環境排出量をしっかり見させていただいた上で、データがなくても製造できるという制度がございまして、そういった特例制度の手続ですとか、あるいはその事業者が試験を行って、有害であるという情報を得た場合は、期限を切って、国に報告しなければならないという義務がございすけれども、そういった義務を履行するに当たっての手続全般が、GビズIDを通じたオンライン手続として実行すべく、現在進んでいるところでございます。

こういった手続に関しては、木村委員から、合理化にしっかり取り組んでいただいているというようなコメントを頂戴しまして、大変ありがとうございます。

柿本委員からはP R T Rの電子化というところで、中小の事業者の方々がより使いやすいような形で取り組んでほしいというコメントを頂戴しました。まさにおっしゃるとおりでして、相対的には大企業の方と比べまして中小企業の方々、扱われる化学物質が多くはない場合に、前年の届出の紙を取っておられて、今年もその紙を参照されながら手続されるという方も一定程度おられるというように伺っているところでございます。一方で電子届出は1回入力すると、毎年同じ情報であれば、その入力は省けるとか、ある程度の利便性もございますので、そういったところは我々としてもよく周知しながら、中小の方々も含めて、より一層の電子届出に取り組んでいただけるように進めてまいりたいと思っております。

続いて、町野委員からはリスク評価について、労安法はまさにおっしゃるとおり、事業者の方々が自らリスクアセスメントをするというところで、意識も含めて取組も進んでいるというように思っております。こういった事業者の方々のデータを、我々としても化審法のリスク評価に使わせていただきたいという呼びかけは、環境省、厚労省も含め、3省で呼びかけさせていただいているところでございます。一方で、事業者の方々の目線からすると、提供したとてどう使われるのかが分からないとなかなか出せないとか、企業さんの中の手続がなかなか進まないというような御事情もあるように伺っているところでございます。こういった情報が欲しくて、それはどのように活用させていただきたいのかというところ、まさに我々としても、これまでの試験データだけではなくて、ほかのデータも重みづけをして活用していくという、Weight of Evidence という考え方に基づいて評価を進めているところなのですけれども、そういったところをクリアにしていくことで、事業者の方々がデータを出してもいいと思っただけのような状況をつくっていくことが大事だというように思っておりますので、しっかり進めていきたいと考えております。

稲若様からいただいた、不純物として含まれる第一種特定化学物質の手続の合理化につきまして、中小事業者の方々も非常に手続しやすくなったということ、実態も踏まえて教えていただきましたことは大変ありがたく思っております。我々としても、特に資源循環の観点では、リサイクル材は組成が一樣ではないというところで、都度分析が要るのかどうかとか、そういった品質管理の観点にも直結するかと思っておりますので、今回、基準値を設定した3物質以外でも現在検討をしているところでありますが、こういった形で設定していくかということも含めて今後の課題だと思っておりますので、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

資源循環の関連では織委員からも頂戴しましたが、そういった関係者たちの情報共有と  
いうところに関しては、まさに産総研さんに進めていただいているリスク評価ツールなど、  
関係者の方々と検討を進めていただいているところでございまして、そういった日本とし  
ての取組を、例えば国際的にも知っていただく、それが国内の関係者の方々にも浸透して  
いくとか、いろいろなきっかけはあるかと思えます。こういったプロジェクトなどもはじ  
めとして、しっかりと、我々としても取り組んでいきたいと思っているところであります。

最後、蒲生会長から頂戴しました、他法令との関係というところで申し上げれば、例え  
ばGHS制度に関しては、有害性情報の分類などは厚労省さんを中心とする関係省庁連絡  
会議というのが、かなり関係者が多く参加しておりますので、そういったところで認識の  
共有化を図っているということもありますし、今回の化審法と資源循環との整理という関  
係では、廃掃法を所管されている環境省——化審法の所管でもあるのですけれども、御担  
当部署は別というところで、そういった廃掃法の関係者ですとか、あるいは3R法の所管  
である省内の関係課などに、我々の取組を働きかけているところであります。そういった  
ところは当然に他法令の考え方、どうやっているのかということをお我々も勉強しなければ  
いけないところでありますので、そういった取組だけが全てではないのですが、含めて、  
やっていきたいと思っているところであります。

化審法・化管法関連は以上でございます。

○今村室長　　続きまして、資料6の関係で、林委員から代替フロンの排出について、実  
際にこれだけ乖離があるところをどれだけ下げていくのかといった御質問をいただいたか  
と思えますので、私の方でお答えさせていただきたいと思えます。

まずは、本日御紹介させていただきましたとおり、これからフロン法の見直しを行って  
まいりますというところで、その中で検討していくことになろうかと思えます。これに先  
立ちまして、実は事前の検討などもやっておりますけれども、そういったところで、かな  
り具体的な取組として、例えば解体工事などで出てくる、廃棄された機器のフロンの回収  
をどうやっていくかといったような話もあり、そういったところについて取組の方法を具  
体化していくというところだと考えております。これについては、今後、フロン法の見直  
しの中で具体化を図っていくということで考えております。

以上でございます。

○濱口室長　　続きまして、化兵法の関係につきまして、織委員からコメントをいただき  
まして、ありがとうございます。コメントの中で化兵法の重要性等につきましてもおし

やっただきまして、担当としても非常にありがたいと思っております。

御指摘いただきましたとおり、認知はより一層進めていく必要があると考えておりました、御指摘いただいたような内容を踏まえつつ、どのようにすればより認知が広がるかというのを検討してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○古田様 最後にCMPからコメントをさせていただきます。

いろいろ応援のコメントをいただきまして、ありがとうございます。頑張っけてやっていきたいと思ひます。

費用に関しては、3月中にコンソーシアムの中で決定していきたく思ひますので、4月には公表できると思ひます。費用の考え方については、売上規模における傾斜をつけて、やっていきたく思ひます。

中小企業さんに関しては、最初は無料で使っけていただくということを考えておひます。やはり使っけていただいて、CMPの価値をまず感ひじていただいて、これだったらやっていけるよねというところを感ひじていただいた上で、本格的に進めていただくというような考え方でやっていきたく思ひますので、ぜひ御活用いただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○蒲生会長・委員長 ありがとうございます。

時間も大分過ぎてきてるので、このあたりで次の議題に移りたいと思ひます。活発な御議論、どうもありがとうございます。

次は議題（2）で、化学物質審議会の審議状況等に関する報告ということで、事務局から資料10の説明をお願ひいたします。

○内野室長 それでは、資料10に基づき御説明をさせていただきます。既に御説明させていただいた内容と重複するところもござひますので、コンパクトに説明させていただきます。

1. が化学物質審議会の体制図でござひます。本日の化学物質審議会の下に審査部会、安全対策部会という2つの部会がござひまして、それぞれの審議状況について説明をさせていただきます。

2. の（1）の審査部会でござひます。こちらの審議事項につきましては、主に化学物質の性状に基づいて判断をいただくというところござひます。今年度は第一種特定化学物質の指定と新規化学物質の判定について御審議をいただいております。

②の構成員でござひますが、部会長は本日の進行も務めていただいております蒲生委員、

そして本日御臨席の木村委員も委員として参画いただいております、合計7名の委員が経済産業省として参加いただいているところでございます。

10回開催をさせていただきました。

2ページ目の④審議結果でございます。第一種特定化学物質の指定につきましては、先ほど申し上げたように、PFHxS関連物質について、昨年4月にまず指定すべきという判定をいただいたところで、今年1月の部会で個別具体の117物質について規定するという事を了承いただきました。また昨年6月には、クロルピリホス等、COPの会議で廃絶対象になった3物質についても第一種特定化学物質に指定すべきという判定をいただいたところです。

(b)の新規化学物質の判定に係る審議状況ですが、令和6年度は319物質について判定をいただきました。

続いて3ページ目の(2)安全対策部会でございます。こちらにつきましては、主に化学物質の性状と、その製造・輸入・使用の状況、環境排出量等を総合的に勘案して御判断いただくという内容でございます。今年度は、第一種特定化学物質に指定すべきと判定された物質についての主たる規制措置ですとか、あるいはリスク評価における優先評価化学物質の指定について御審議をいただきました。

②の構成員ですが、こちら蒲生委員に部会長をお務めいただきつつ、木村委員、須方委員、林委員、本日御臨席のお三方も含めて合計11名の委員に御審議をいただいているところです。

開催状況としましては4ページ目ですが、4回でございます。

④の審議結果ですけれども、第一種特定化学物質に指定すべきとなった合計4物質群につきまして、それが含まれていれば輸入が禁止される製品についての御審議を中心にいただいたところでございます。第一種特定化学物質に今後指定される物質の輸入禁止製品の一覧につきましては、4ページ目から5ページ目にかけて記載をしております。

続いて5ページ目の(b)の優先評価化学物質の指定でございますが、昨年11月の審議会にて審議をいただきまして、人健康影響の観点から3物質、生態影響の観点から4物質について、優先評価化学物質に指定するという御判断をいただいたところでございます。

6ページ目の(c)の優先評価化学物質のリスク評価については、優先評価化学物質の2物質について9月に、また3物質については今年1月にリスク評価の御審議をいただきました。

また、先ほども少し触れましたが、これまでの試験データだけによらない、Weight of Evidence という考え方に基づく優先評価化学物質の分解性の評価についても御審議をいただきまして、昨年の7月に2物質について審議をいただいたところでございます。

御説明は以上でございます。

○蒲生会長・委員長 ありがとうございます。

本報告事項について御質問などある委員は、挙手または挙手ボタンでお知らせください。いかがでしょうか。よろしいですかね。

では、本議題は終了ということにしたいと思います。

以上をもちまして、令和7年度化学物質審議会及び産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会第3回化学物質政策小委員会の合同会議の議事を終了いたします。

事務局におかれましては、本日いただきました御意見等を踏まえまして、今後の化学物質管理政策を進めていただきますようお願いいたします。

それでは、事務局に戻します。

○大本課長 蒲生会長兼委員長、また委員の皆様におかれましては、多くの貴重な御意見を賜りまして、この場合をかりて厚く御礼申し上げます。本日頂戴した御意見等を踏まえつつ、今後の化学管理政策の検討を進めてまいります。

本日の議事要旨及び議事録に関しましては事務局で作成の上、委員の皆様にご確認いただいた後、経済産業省のWebサイトにて公表する予定です。

以上をもちまして会議を終了いたします。ありがとうございました。

——了——